

お知らせ

こんにちは！長岡市立消費生活センターです。

この「お知らせ」では、実際に消費生活センターに寄せられたご相談事例や、注意してほしいトラブルなどについての情報を皆様にお伝えしています。

この時期多発！

賃貸住宅の退去に伴う原状回復のトラブル

～相談事例～

7年間住んだ賃貸アパートを退去した際、高額な修理費の請求を受けたが納得できない。



賃貸住宅を退去する際、借主には原状回復の義務があり、また、賃貸住宅の使用にあたり、善良な管理者としての注意義務もあります。借主の負担となる原状回復の範囲、算定の考え方については、国土交通省が「原状回復ガイドライン」として公表していますので参考にしましょう。

❖ トラブルを避けるためのアドバイス

- ☑ 入居時に部屋の傷や汚れの状態をチェック（写真を撮っておく!）
- ☑ 退去時は、できる限り家主、不動産業者等の立ち会いのもと、部屋の状況を確認
- ☑ 請求された退去費用の内訳について、十分な説明を求める

ポイント

～賃貸住宅の「原状回復」とは～

借主が居住したことによる賃貸住宅の価値の減少のうち、借主の故意・過失等によって生じた損耗や毀損を復旧することを行います。入居時の状態に戻すということではありません。

納得できない場合は、まずは消費生活センターにご相談ください。

H28年4月から電力の小売全面自由化が始まります！

これまで、電力の契約は地域ごとの事業者との契約でしたが、自由化により様々な業種や業態の事業者の中から消費者が契約先を選択することが可能となります。

これに便乗したトラブルが全国で発生していますのでご注意ください！

～事例1～

「電力が自由化になる前に、太陽光発電システムを設置し、電気を売れば儲かる」という電話があり、話を聞くと設置費用がローン手数料込みで200万円とのことだったが、説明通りの売電金額が約束されているわけでもなく不審だ。

～事例2～

知らない業者から電気代が4割安くなるという電話があり、行政の指導で年齢を聞くことになっていると言われ、「どこの行政か」と聞くとごまかされた。4割も安くなるのは怪しい。

「料金が必ず安くなる」といった勧誘トークに気をつけましょう。小売電気事業者は登録制になっていますので、登録されている事業者を確認しましょう。

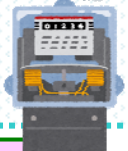
電力の小売自由化に便乗した太陽光発電システムの契約や、プロパンガス、蓄電池等の勧誘も行われていますので、電力の小売自由化と直接関係のない契約については、その必要性についてよく考えましょう。

事業者やプランを選ぶポイント

- ① どのような**条件**で安くなるのか
- ② 電力以外の商品やサービス契約との**セット料金**や値引きになっていないか
- ③ 契約期間が**長期**になっていないか
- ④ 解約時に**違約金**が発生しないか

電力自由化に関するお問合せ窓口（経済産業省資源エネルギー庁）

☎0570-028-555 9:00～18:00(土・日・祝日を除く)



発行：長岡市立消費生活センター

〒940-0062 長岡市大手通2-2-6 ながおか市民センター2階

相談電話 0258(32)0022 FAX 0258(39)5050

相談時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～16:30

